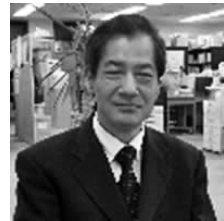


税理士法人 原会計事務所

原会計事務所だより



編集発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀 4-13-1
TEL:03-3552-5500(代) FAX:03-3552-5400

市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666(代) FAX:047-333-8811

喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3344

安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋 5-3-3
TEL:047-424-5566(代) FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikei.com
URL http://www.harakaikei.com/

◆今号のトピックス◆

「デジタル遺言」創設へ
パソコンで作成可能に

法務省の法制審議会は、パ

ソコンやスマートフォンで作
成できる「デジタル遺言」の
創設に向け、遺言制度の見直
しに関する中間試案を取りま
とめた。証人の立ち会いや録
音・録画などを要件に、自筆
でなくとも遺言を作成できる
ようにする方針。

現行の民法では、本人が作
成する「自筆証書遺言」につ
いて、全文を自筆することが

規定されており、高齢者など
にとって全文自筆の遺言の作
成は非常に労力がかかること
が課題となっている。

こうした背景から法制審議
会では、パソコンなどを活用
して利便性の向上を図る目的
で「デジタル遺言」の創設を
検討。これは、従来の紙ベ
ースの遺言制度に加えて、パ
ソコンなどの電子機器を用いた
遺言の作成を新たに認めるも
の。中間試案では、「デジタ
ル遺言」の方式について複数
案を提示した。

米国関税措置で日米合意
中小企業への影響と対策

日米両政府は、米国の関税
措置を巡る交渉で合意したと
発表した。

共同声明によると、相互関
税と自動車・自動車部品に対
する15%の関税、約80兆円の
対米投資などで合意に達した。
今回の関税措置により、輸出
企業のみならず、部品供給や
物流などを担う国内サプライ
チェーン全体など、幅広い産
業への影響が懸念される。
日本政府は、米国関税の影
響を受ける中小企業向けの支
援策などをまとめた「米国関

税措置を受けた緊急対応パ
ッケージ」を発表した。

法定調書の電子申告提出
義務基準が「30枚以上」に

毎年1月末を期限に税務署
への提出が義務付けられてい
る「法定調書」は、現在、種
類ごとに前々年（基準年）に
提出すべきであった枚数が
「100枚以上」であれば、
e・Tax等（e・Tax、
クラウド等又は光ディスク
等）による提出が義務化され
ている。

この判定枚数「100枚以
上」が、令和9年1月以後に
提出する法定調書から「30枚
以上」に変更される。
基準年となる今年（令和7
年）に提出すべき法定調書の
枚数が30枚以上となった場合
には、令和9年に提出する法
定調書はe・Tax等による
提出が必要になる。



ミニマムアクセス

ミニマムアクセスは、
「最低限（ミニマム）を
輸入（アクセス）する」
と国際的に約束した品目
のこと。世界貿易機関（W
TO）が自由貿易を推進
するために定めた仕組み
で、日本はコメを無関税
で年間77万トン輸入して
いる。この仕組みで輸入
されたコメは「ミニマム
アクセス米」と呼ばれて
いる。

日本は国内農家を守る
ため、コメの輸入を厳し
く制限してきたが、19
95年、多角的貿易交渉
（ウルグアイ・ラウンド）
で海外からコメ市場の開
放を求められ、現在約7
万トンを輸入している。
日米関税交渉の合意に
おいてミニマムアクセス
米の枠内で米国産のコメ
の輸入量を増やすことが
決定した。

法律



「デジタル遺言」創設へ パソコンで作成可能に

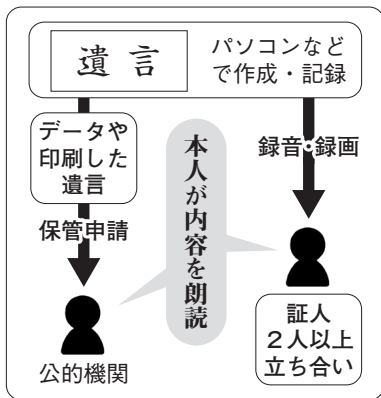
―法制審議会が中間試案

法務省の法制審議会（法相の諮問機関）は、パソコンやスマートフォンで作成できる「デジタル遺言」の創設に向け、遺言制度の見直しに関する中間試案を取りまとめました。証人の立ち会いや録音・録画などを要件に、自筆でなくても遺言を作成できるようにする方針です。今号では、「デジタル遺言」の概要を取り上げます。

遺言には主に本人が作成する「自筆証書遺言」と、公証役場に赴いて内容を伝え、公証人が作成する「公正証書遺言」などがあります。

現行の民法では自筆証書遺言について、遺言の全文や日付、氏名を手

●「デジタル遺言」のイメージ



書きして、押印することが規定されています。手書きとしているのは、遺言の内容が本人の意思であることを証明するためです。

一方で、高齢者や障害のある方にとって「全文自筆」の遺言作成は非常に労力がかかり、制度の利用を妨げている要因となっています。パソコンなどで作成する「デジタル遺言」は、高齢者が身体的な制約などにより筆記が困難な場合でも、意志をしっかり残すことができる手段として期待されています。

こうした背景から法制審議会では、パソコンやスマートフォンを活用して利便性の向上を図る目的で「デジタル遺言」の創設を検討してきました。これは、従来の紙ベースの遺言制

度に加えて、パソコンやスマートフォンなどの電子機器を用いて遺言を作成し、それを電子的に保存する方式を新たに認めようとするものです。パソコンやスマートフォンなどデジタル機器で作成した遺言については、偽造や変造を防ぎ、本人の意思確認をどう担保するかが最も重要な課題です。

そのため、法制審議会の中間試案では、本人の意思確認の方法や偽造防止などについて複数の方式を提示しました。

①【甲案】証人立ち会い方式

この方式では、親族を除く2人以上の証人が立ち会い、遺言者が記載内容を読み上げる場面を実際に録音・録画したうえで、遺言者本人の電子署名を義務づける偽造対策を要件としています。

②【乙案】公的機関での保管方式

この方式では、遺言者が作成した電磁的記録を公的機関（法務局）が保管します。この場合は、提出時に本人確認のための身分証の提示と、記載内容を読み上げることを要件としています。

③【丙案】プリントアウト方式

この方式では、遺言者がパソコン

などで作成した電子文書をプリントアウトし、手書きで署名したものを公的機関が保管します。従来の紙ベースの遺言に近い方式です。

■特別方式による遺言の見直し

特別方式による遺言とは、病気で死が目前に迫っている場合や、自然災害など特殊な状況下にある場合に、通常の方式に代えて簡易な手続で遺言を認める制度です。たとえば、口頭で遺言を述べ、証人がそれを記録・署名するといった形式がこれにあたります。

今回の中間試案では、この特別方式について以下のような見直しを検討されています。

〈証人要件の緩和〉

疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った場合の「死亡危急時遺言」では、3人以上の証人を必要とする現行要件について、遺言の作成過程を録音・録画することにより、証人1人の立ち合いで遺言を作成できる方式を検討しています。

法務省では、中間試案に関する意見公募（パブリック・コメント）の結果を踏まえ、今後、更に検討を進め、近く最終案を取りまとめる方針です。

●日米関税交渉 主な合意内容●

相互関税	関税率 15%
自動車・部品	関税率 15%
幅広い品目	関税率 15% (15% 以上の品目はこれまでの税率を適用)
投資	米国へ 5,500 億ドル (80 兆円)
米国からの購入拡大	● コメ調達 75% 増 (ミニマムアクセスの枠組み内) ● 大豆・肥料など年間 1.2 兆円規模を購入 ● 航空機や防衛装備品の購入拡大



米国関税措置で日米合意 中小企業への影響と対策

■政府の緊急対応パッケージ■

日米両政府は、米国の関税措置を巡る交渉で合意したと発表しました。共同声明によると、相互関税と自動車・同部品に対する15%の関税、約80兆円の対米投資などで合意しました。中小企業にとって厳しい経営環境が続く中、さらに今般の米国の関税措置によって、先行きへの不透明感が増えています。そこで今号では、米国関税措置の合意内容、今後想定される経営への影響や対応策について取り上げます。

■主な合意内容■

日本政府の発表によると、米国が相互関税と自動車関税をそれぞれ15%とすること、日本は5500億ドル(約80兆円)の対米投資を行うことなどで合意に達しました。

日本から輸入する自動車や自動車部品への関税は27・5%から15%に引き下げ。従来税率が15%未満の品目は税率が一律15%に、従来税率が15%以上の品目はこれまでの税率が維持されます。この措置は、8月7日に遡って適用されるとしています。また、日本は、大豆、トウモロコシや肥料などを含む米国の農産品を年80億ドル(約1兆2000億円)分を購入。それに加え、航空機や防

衛装備品などの米国製品の購入を拡大するとしています。

コメについては、毎年約77万トンのコメを関税をかけず義務的に外国から輸入している「ミニマムアクセス」と呼ばれる枠の中で、米国からの輸入を75%増やすとしています。

■中小企業への影響■

今回の関税措置により、輸出企業のみならず、部品供給や物流などを担う国内サプライチェーン全体など、幅広い産業への影響が懸念されます。また、基幹産業の自動車に加えて、機械、日本酒、衣料品など幅広い製品が追加関税の対象となっているため、多くの業種で影響が生じると予測されています。

懸念される主な影響としては、米国への輸出減少、関税コスト上昇分のコストダウンの要請などが考えられます。このほか、日本の大手企業が海外へ生産拠点を移管した場合、日本国内の生産が縮小し、設備投資が停滞することも想定されます。

また、日本国内企業の業績が悪化することで、個人消費が低迷する可能性もあります。

そのため、関税措置の影響を受ける中小企業においては、今後、価格転嫁の推進、輸出先の多角化、新たな販路

の構築、新しい事業分野への進出など、より一層の企業努力が求められます。

■米国関税措置を受けた

緊急対応パッケージ■

日本政府は、米国関税の影響を受ける中小企業向けの支援策などをまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」を発表しました。

〈資金繰り支援〉

①日本公庫による融資制度の要件緩和
関税措置の影響を受けた事業者は、国の制度融資「セーフティネット貸付」の対象要件を緩和(売上高5%以上の減少)の要件が不要。

②民間金融機関からの資金調達への支援(信用保証)

関税措置の影響を受け、不況業種に指定された業種に属する事業者が民間金融機関から資金調達をする際に信用保証協会が支援。

③日本貿易保険(NEXI)による保険金支払い

関税措置の影響を受けて、輸出入取引がキャンセルされる等により生じた損失を保険金支払いの対象とします。

④補助金の優先採択

関税措置による影響を受ける中小企業に対し、「ものづくり補助金」や「新事業進出補助金」において優先採択を実施。

税務



◆令和9年1月以後の提出分から 法定調書の電子申告による提出 義務基準が「30枚以上」に変更

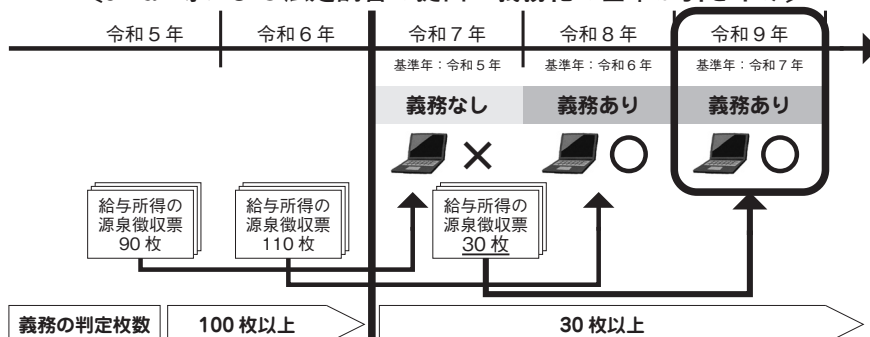
所得税法や租税特別措置法などの規定により、毎年1月末を期限に税務署への提出が義務付けられている「法定調書」。代表的なものとしては、給与所得の源泉徴収票、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、不動産の使用料等の支払調書などがあります。

現在は、法定調書の種類ごとに、前々年（基準年）に提出すべきであった枚数が「100枚以上」であれば、e-Tax等（e-Tax、クラウド等又は光ディスク等）による提出が義務化されています。

この判定枚数「100枚以上」が、令和9年1月以後に提出する法定調書から「30枚以上」に変更されます。つまり、基準年となる今年（令和7年）に提出すべき法定調書の枚数が30枚以上となった場合には、令和9年に提出する法定調書はe-Tax等による提出が必要になります。

この基準改正により、法定調書を電子申告する企業の範囲は大幅に拡大することが予想されます。

〔e-Tax等による法定調書の提出：義務化の基準が引き下げ〕



※電子申告が義務付けられるかどうかは、「法定調書の種類ごと」に判定されます。

10月の税務と労務

一税 務一

- ★特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月15日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- ★9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月10日
- ★8月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…10月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…10月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…10月31日
- ★2月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…10月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…10月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の7、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…10月31日

一労 務一

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…10月31日

食品の値上げが相次いでいます。帝国データバンクが国内の主な食品メーカー195社を対象に行った調査によりますと、9月に値上げされた食品は142品目でした。値上げされる品目数が前年を上回るのは9か月連続です。▼食品メーカーが今年11月までに値上げすると公表した食品は2万品目を超えています。通年の値上げ品目は、値上げラッシュが本格化した2022年（2万5768品目）の水準に迫る勢いです。▼値上げの要因としては、原材料価格

食品の値上げラッシュ

の高騰や光熱費の上昇による生産コストの増加のほか、物流費の上昇などがあるとしています。▼去年までの値上げは原油価格の高騰や円安などが主な要因となっていて、一時的なものだとみられていました。しかし、今年はドライバー不足による物流費の上昇や賃上げによる労務費の上昇など、内的要因によるものにシフトしています。こうした値上げの構造的変化から食品に限らず幅広い分野で値上げが長期化する可能性が高いといえます。